

組合等への出資について、注記事項を検討—ASBJ、金融商品専門委

去る10月30日、企業会計基準委員会は第161回金融商品専門委員会を開催した。

投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、前回の専門委員会（2020年11月1日号（No.1593）情報ダイジェスト参照）および親委員会（2020年11月10日号（No.1594）情報ダイジェスト参照）の審議を踏まえ、次の検討が行われた。

金融資産を対象とした投資信託の時価の算定

(1) 投資信託の時価の算定に関する取扱い
事務局より、企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」24項に次の項を追加する案が提示され、おおむね賛同を得た。

24—2 構成資産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）に重要な制限が課せられていない

い場合、基準価格を出口価格とすることができる。

(2) 海外の投資信託の取扱い

海外の投資信託の取扱いについて、前回の専門委員会での事務局提案では、時価の算定日と基準価格の算定日との間が短い（原則として1カ月程度とする）が、保有資産の流動性などの特性も考慮する）場合に限り、時価の算定日の直近の算定日における基準価格の時価とみなすことができる」とされていた。これについて、寄せられた意見を踏まえ、傍線部分を「通常は1カ月程度と考えられる」に修正し、ある程度幅を持たせることとされた。

不動産投資信託の時価評価

非上場不動産投資信託について、実務上会計処理に多様性が生じている可能性があることを考慮し、貸借対照表価額を時価とすることで処理を統一する旨が前回の専門委員会提案された。親委員会での審議も踏まえ、前記事務局提案を変更しないこ

とされた。

組合の時価の注記

事務局より、次の対応案が提示され、おおむね賛同を得た。

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について、時価の開示を要しないとの実務上の便法を定めたいと、次の注記を求める。

会計

各種契約におけるリースの識別、検討—ASBJ、リース会計専門委

去る11月2日、企業会計基準委員会は第95回リース会計専門委員会を開催した。

わが国のリース会計基準の改正における検討課題のうち、「リースの識別」について議論が行われた。

リースの識別およびリースの構成部分の分離に関しては、IFRS 16号「リース」の概念に基本的な合わせるとの事務局提案がされているが、特定の取引について、IFRS 16号の概念を採り入れた場合、取引の実態を表さないのでないかという意見が聞かれているため、次の取引について、検討が行われた。

- (1) 実務上の便法を利用しており、時価の開示を行っていない旨
- (2) 実務上の便法を利用した組合等への出資の合計額

*

今回の審議内容を次回の親委員会に諮り、適用時期等について検討する予定である。

不動産賃貸借契約

わが国では、不動産の賃貸人は、賃貸期間にわたり賃借人が使用できる状態に保つ責任を負っており、IFRS 16号の「貸手が原資産を借手に使用可能とした時点で、借手は使用権を支配し、当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有する」という考え方が異なるとの意見があるが、不動産賃貸借契約の主たる目的は借手による物件の使用にあるため、リースとして取り扱うとの事務局提案が示された。

また、サブリースや、賃貸借契約で単体財務諸表について資産、負債として計上することの

法的観点からの懸念については、別途検討を行うとされた。専門委員会からは、「テナントビルの賃貸と、ビル等の一棟貸しとは、サービス性が異なる。一律にリースの対象とすることは賛成できない」との意見があった。

定期備船契約

定期備船契約は、裸備船契約（賃貸借契約）と船舶管理サービス（組み合せではなく、船主が船舶管理（船員の手配等）を行い備船者に対して行う輸送サービスの提供であり、リースが含まれる契約とすることは適切ではないとの意見に対し、事務局から「IFRS 16号の設例6Bにある定期備船契約の内容は、事実と状況の判断にかかわらず一律に定める結果にならない可能性がある」として、適切な判断を妨げる可能性がある」として、次の方向性が示された。

- ① 定期備船契約に関する設例はリース会計基準には採り入れず、結論の背景において採り入れなかった経緯と事実と状況により判断が異なり得ることを記載する。
- ② 一定の要件を定めつつ、代替的な取扱いをオプション

として定める。

専門委員からは、「不動産賃貸借契約と定期備付船契約とは、ほぼ同じ。他にも類似した取引があるのでは」との意見があり、事務局からは「例外処理できることについて納得できる理由を示すことが重要」との回答があった。

国際会計

基準書の改善に関するASU、公表—FASB

去る10月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2020-10「基準書の改善」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUの概要

本ASUは、FASBが従来から行っている基準書の改善プロジェクトの一環である。ASUは、「セクションB」と「セクションC」から構成されており、公開草案のセクションA(概念基準書 (concepts statements))への参照を削除は削除されている(これらの改訂は今後の個々のASUで行うことにしたため)。

(1) セクションB

「セクションB」は、開示要求を開示のセクション(セクション50)にまとめており、修正された開示要求の多くは、現行では表示のセクション(セク

ション45)で「財務諸表の本体」と注記のいずれかで開示するオプション」が提供されているものである。

(2) セクションC

「セクションC」は、性質が多様なものから構成されており、現行のガイダンスが不明確な場合にガイダンスの適用に影響を与える。

適用関係

本ASUの公開事業企業の適用日は、2020年12月16日以降開始年度で、早期適用は認められる。

ボディタイプ・メンタルヘルス

身体と言葉

メンタルクリエイト
江口 毅

随分昔の話になりますが、「キッる若者」という言葉が注目を浴びました。最近では「キッる中年」のほが話題に上ります。この「キッる」という言葉に着目すると、身体性との乖離について考えざるを得ません。もともと怒りの感情は「腹が立つ」と表現されてきました。それが「胸が(ムカつく)や」「頭にくる」という変遷をたどり、ついに身体の外へ出てしまったのが「キッる」という表現なのでしょう。他にも「虫酸が走る」「癪に障る」など身体の一部を用いた表現があり、常に身体と感情は結びついていました。

筆者は、感情のコントロールの効かなさと身体性との乖離は関連していると考えています。感情が私たち自身の身体と結びついているからこそ、感情が文字どおり、体感できるものであり、身体が感情の収め方を知っている、腹に落ちて終わるものでした。だから、感情が身体から離れてしまうと、感情をどのように処理し、どのように収めるかわからなくなるのではないかと考えます。

他の場面でも、身体の一部を用いた感情表現があまり用いられなくなり、具体的には、胸が痛い、息苦しい、はらわたが煮えくり返る、胸騒ぎがする、腹の内をみせない、胸がいつぱいになる、腹の虫が治まらない、腹が据わる、頭に血が上る、頭が重い、目くじらを立てる、小鼻を膨らます、唇を尖らすなどの表現が用いられることが激減しました。一方で、嫌い、不安、怖い、何を考えているかわからない、モヤモヤ、イライラなどの表現が用いられることが増えた印象を持っています。

このことは、カウンセリングなどにおいて筆者が感じる相談者の変化と無縁ではないと思います。たとえば、一時的に自身の感情がわからなくなることは誰しも経験することですが、どんなに時間が経過しても自身の感情を理解できない相談者が増えた印象があります。それは、感情を表現するための言葉を知らないことが理由の1つとして挙げられます。また、相手の気持ちかわからないことも同様で、わかるための言葉を持ち合わせていないことが理由の1つとして挙げられます。このように、私たちは身体性を伴う言葉

を失ったり身体性から乖離した

言葉ばかりを用いるようになっていくためには、特に身体性を伴う言葉を取り戻すことが必要だと考えます。嬉しいことや楽しいことがあるとき、胸が躍る、胸が弾む、胸が高鳴る、声を弾ませるなどの表現を用いてみると、今の自分の気持ちがいかに理解できるのではないのでしょうか。辛いときや悲しいときは、胸が苦しい、息ができなくなる、胸が締め付けられる、胸が張り裂けそう、身を切られるよう、腸がちぎれるなどの表現を用いると、感情に輪郭がみえ、感情への対処のしかたがわかったり落としどころがみつかったりするのではないのでしょうか。

また、副産物として、私の感情は私のもので私の責任、他者の感情は他者のもので他者が責任を負うことだと体感的に理解でき、自他ともに尊重した良好な関係が構築できるようになります。

1株当たり利益等に関するASU案、公表—FASB

去る10月26日、FASBは会計基準アップデート(ASU)

の公開草案「1株当たり利益(トピック260)、債務—条件の変更と消滅(サブ・トピック470—50)、報酬—株式報酬(トピック718)、デリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約(サブ・トピック815—40) — 持分に分類される独立の先渡契約とオプションの特定の条件の変更と交換の発行者の会計」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案A公表の経緯

「持分に分類される独立(freestanding)の先渡契約(forward) またはオプション(たとえばワラント)の特定の条件の変更(modification)または交換(exchange)(以下、「変更等」という)」については、明確なガイダンスがないため、会計の多様性が存在していた。

本公開草案の概要

本公開草案では、その他のトピックの範囲内でない「変更等」について次のガイダンスを提供している。

① 企業は、条件の変更または交換の後も持分に分類されたままの「変更等」を「当初の商品」と「新しい商品」の交換として扱う。

② 企業は、条件の変更または交換の後も持分に分類されたままの「変更等」の影響を、「条件が変更されたまたは交換された商品の公正価値」が「条件の変更または交換直前の当初の商品の公正価値」を超える超過額として測定する(超過額がある場合)。

③ 企業は、条件の変更または交換の後も持分に分類されたままの「交換等」の影響を、次のように、取引の実態を基礎に、現金が対価で支払われたと同じ方法で認識する。

・持分を発生させるための金融取引(影響は、「その他の資産と繰延費用(トピック340)」のガイダンスに従って株式発行費用として認識される)・債務を発生させるまたは条件変更するための金融取引(影

響は、「債務(トピック470)」または「利息(トピック835)」のガイダンスに従って費用として認識される)

・他のトピックの範囲内の物品またはサービス(またはその他の交換)のための資金調達(financing) または報酬に関係しない他の条件の変更または交換(影響は、配当として認識される。その配当は、基本的1株当たり利益の計算での純利益(または純損失)の調整となる)

企業は、物品またはサービスの補償のための「交換等」の影響を、トピック718のガイダンスに従って認識する。債務での資金調達と持分での資金調達の双方を含むような複数の要素の取引では、条件の変更のすべての影響は取引のそれぞれの要素に配分される。

適用関係

本公開草案の適用日は未定であるが、早期適用は認められる。コメント期限は2020年12月28日である。

ないが、金利指標改革の結果として変更される『マージン決定(margining)、割引、契約価格調整(alignment)のため金利』を使用するデリバティブにトピック848を適用できるのか」という疑問が提起された。一般的に、この使用金利の変更は「割引移行(discounting transition)」と呼ばれる。

本公開草案の概要

本公開草案は、トピック848の特定の任意の実務的な簡便法と例外は、「割引移行」により影響を受ける契約に適用することを明確にしている。

本公開草案での任意の実務的な簡便法と例外への修正は、提案している適用範囲の改善からの増加する結果を捕捉することと、「割引移行」により影響を受けるデリバティブ商品のための既存のガイダンスを確立させることを含んでいる。

適用関係

本公開草案の適用日は、ASUの発効された日からの予定である。

コメント期限は2020年11月13日である。

国際会計 金利指標改革の範囲に関するASU案、公表—FASB

去る10月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金利指標改革(reference rate reform)(トピック848) — 範囲の改善(refinement)」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

このASU2020—04は、特定の規準を満たした「金利指標改革により影響を受ける『契約、ヘッジ関係とその他の取引』の会計処理」について、任意の実務的な簡便法と例外を提供している。

公表の経緯

FASBは、LIBOR(London Interbank Offered Rate)に代わる金利指標へのスムーズの移行のため、2020年3月に、ASU

関係者から、「LIBORなどの消滅する金利を参照して

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年10月23日	監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」等の公表(公開草案)	JICPA	予定されている監査基準の改訂を反映させるため、「固有リスク要因」という新たな概念の導入、定義の明確化、規模・状況に応じた柔軟な基準適用等、といった監査人への要求事項が記載されている。コメント期限は11月24日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201023fhc.html	—
2020年10月28日	IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」および「同Q&A(IT委員会研究報告第34号)」の改正	JICPA	IT技術の進展が一層加速するなか、業務およびそこで取り扱う情報資産の量・質に応じた継続的なリスクアセスメントを行う整理に変更し、全体的な見直しが行われている。また、セキュリティリスクの増加に伴い、委託先管理に関する規定の拡充等の各種個別論点についても見直しが行われた。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201028ajf.html	—

金融

欧州の新型コロナウイルス感染症拡大と経済政策

新型コロナウイルス感染症拡大の第2波、第3波への懸念が顕在化しつつある。世界保健機関(WHO)の集計では、10月30日に確認された新規感染者数は、世界中で50万人を超え、このうち欧州がその半数以上を占める。このため、欧州各国では10月末から11月初めにかけて、再び外出禁止や商業施設の営業禁止措置が始まり、新たな経済の停滞要因となる懸念が高まっている。

7-9月期のGDP成長率は、ユーロ圏で前期比12.7%の増加となったが、12.1%の大幅な落ち込みとなった4-6月期の減少幅を取り戻し、1-3月期の水準までの回復に過ぎないとみれば、年初来の景気の失速は続いていることになる。各国で規制が再開するとすれば、10-12月期は再度減少幅を広げる可能性が高いとみられる。

10月29日に開催された欧州中央銀行(ECB)理事会で、ラガルド総裁は、「景気回復の勢いは想定以上に失速している」と述べ、具体策には触れなかつ

たものの、12月に開催予定の理事会で追加金融緩和を実施することを示唆した。ただ、金融緩和は必要ではあっても、経済政策としては当然これで十分とはいかないとの見方もある。なぜなら、コロナ禍による今回の景気失速は、2008年の金融危機のような金融機関のバランスシートの毀損といった震源地があつて経済活動が停滞してい

るといわけではないからだ。したがって、金融緩和策の役割は短期的にはセーフティネットを用意し、文字どおり経済的な痛みを「緩和」するだけである。目の前の危機を乗り越えるには、間接税を中心に減税策の実施が主役になるべきで、欧州各国がこれまでに実施してきた付加価値税の減税措置を追加で実施すべきとの声もある。もつともこうした経済政策も、人々の行動制限に対しては効果に限界があるとも指摘されているが、可能な範囲での対策は必要であるとされる。

染拡大による打撃の相違を反映しているとの見方もある。欧州はここへきて3、4月の第1波を上回るペースで感染が拡大している。そのなかでドイツは比較的穏健な情勢が続いていたが、最近になって急速な感染拡大に見舞われており、10月下旬の株価下落幅は9%と世界の主要国中で最大である。加えて、欧州では再度のロックダウンに踏み切る国も増えている。今後、サービス・レジャー産業中心に景気の冷え込み、回復中断は必至とみられる。

証 券

米新大統領は新型コロナウイルスとどう戦うか?

米大統領選挙は民主党バイデン候補の優勢で推移してきたが、終盤に至ってトランプ大統領の巻き返し情報も増えており、その行方は不透明な状況が続いている。加えて選挙に伴う混乱発生への危惧が強まっており、どちらが当選するかよりも当選者がスムーズに選出、決定されるのが懸念されている。

選挙の直前1週間、米株価は下がり続け、大幅な下落を記録

した。これは、勝敗以上に混乱への心配を反映したものと見方もある。米株価の下落は世界同時株安を誘発したが、下落幅には地域別の特徴がうかがえる。つまり、アメリカ以外の主要国市場では、欧州主要国の株価下落が米株価よりも大幅になつた一方、中国、日本などのアジア主要国の株価下落は米株価よりも小幅なのである。これは新型コロナウイルス感

米大統領選挙では、両党の政策姿勢が通常問われていたが、今回はそれが強く問われず、ウォール街もそれを気にしていないようにもみられる。こうしたことから、どちらが当選しようとして、選挙後の株価は10月末と同様の方向をたどり、しばらく調整的な動きとなるのではないかと、料出尽くし」ということである。